

平成27年8月28日

支援学校フォローアップ研修  
Cコース：学習評価の在り方（第1回）

## 支援学校の教育課程

大阪府教育センター  
支援教育推進室

## C：学習評価の在り方

第1回（8/28）・・・本日

支援学校の教育課程

第2回（10/16）

評価の内容・方法

第3回（11/27）

支援教育の専門性向上をめざして

## 本日のねらいと流れ

☆ねらい☆

各教科等の指導目標の設定、各教科等を合わせた指導や自立活動の指導等について学び、支援学校の教育課程について理解する。

- |   |                |             |
|---|----------------|-------------|
| 1 | 支援学校の教育課程【講義】  | 14:10～15:00 |
|   | —休憩—           |             |
| 2 | 自校の教育課程【演習・協議】 | 15:10～16:20 |
| 3 | 学習評価について【講義】   | 16:20～16:50 |

## 支援学校の教育課程

## 指導目標の設定

教育基本法、学校教育法、  
学習指導要領等に示され  
た内容

各学校で定める学校教育  
計画等

各教科・領域の年間指導  
計画

個の教育的ニーズ  
に応じた指導目標

(個別の教育支援計画・個別の指  
導計画)

単元及び授業における目標設定

## 支援教育の理念（その1）

障害のある幼児児童生徒の**自立や社会参加**に向けた主体的な取組を支援するという視点にたち、幼児児童生徒**一人ひとりの教育的ニーズを把握し**、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

「特別支援教育の推進について」H19. 4文部科学省通知

6

## 支援教育の理念（その2）

また、支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する**全ての学校において実施**されるものである。

さらに、支援教育は、**障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ**様々な人々が生き生きと活躍できる**共生社会の形成の基礎**となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

「特別支援教育の推進について」H19. 4文部科学省通知

7

## 教育基本法

(平成十八年十二月二十二日法律第二十号)

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

## 教育基本法

(平成十八年十二月二十二日法律第二十号)

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

## 学校教育法

(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)  
最終改正：平成二十七年六月二六日法律第五〇号

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。

## 学校教育法

(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)  
最終改正：平成二十七年六月二六日法律第五〇号

五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。

六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。

十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

## 学校教育法

(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)  
最終改正：平成二十七年六月二六日法律第五〇号

第四章 小学校

第二十九条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

○2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第三十三条 小学校の教育課程に関する事項は、第二十九条及び第三十条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

## 学校教育法

(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)  
最終改正：平成二七年六月二六日法律第五〇号

### 第五章 中学校

第四十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

第四十六条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第四十八条 中学校の教育課程に関する事項は、第四十五条及び第四十六条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

## 学校教育法

(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)  
最終改正：平成二七年六月二六日法律第五〇号

### 第六章 高等学校

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第五十二条 高等学校の学科及び教育課程に関する事項は、前二条の規定及び第六十二条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

## 学校教育法

(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)  
最終改正：平成二七年六月二六日法律第五〇号

### 第八章 特別支援教育

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十七条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

## 学校教育法施行規則

(昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号)  
最終改正：平成二七年六月一日文部科学省令第二六号

第二百六条 特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって構成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに自立活動によって教育課程を構成するものとする。

第二百七条 特別支援学校の中学部の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって構成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって教育課程を構成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を構成することができる。

第二百八条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって構成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第二十九条に規定する特別支援学校高等部学指需要領で定めるこれら以外の教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって教育課程を構成するものとする。

第二百九条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学部、中学部及び高等部の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学指需要領及び特別支援学校高等部学指需要領によるものとする。

第三十条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第二十八条から第二十八条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

## 教育課程とは

学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であるといえる。

### 基本要素

- ①学校の教育目標の設定
- ②指導内容の組織
- ③授業時数の配当

## 支援学校の教育課程

- ①準ずる教育
- ②教科・領域を合わせた指導
- ③自立活動

## 準ずる教育

学校教育法第72条

「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下に同じ）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする」

原則として「同一」という意味。児童生徒の障がいの実態などから、完全に同一であることが難しいので考慮すべきことを示している。

「新しい教育課程と学習活動」（全国特別支援学校知的障害教育校長会編著 東洋館出版社）

## 小学部の教育課程



○知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに自立活動  
(学校教育法施行規則第126条の2より)

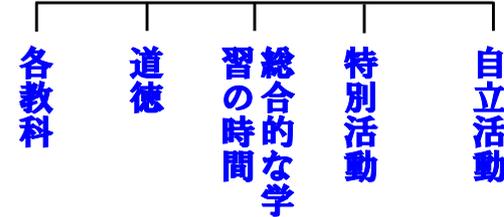
## 学校教育法施行規則

(昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号)  
最終改正：平成二六年一月一四日文科科学省令第二号

第二百二十六条 特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。

## 中学部の教育課程



○知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動

(学校教育法施行規則第127条の2より)

## 学校教育法施行規則

(昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号)  
最終改正：平成二六年一月一四日文科科学省令第二号

第二百二十七条 特別支援学校の中学部の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を編成することができる。

## 高等部の教育課程



○知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科及び第二百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動

(学校教育法施行規則第128条の2より)

## 学校教育法施行規則

(昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号)  
最終改正：平成二十七年六月一日文部科学省令第二六号

第二十八条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。

## 領域・教科を合わせた指導

学校教育法施行規則 第三十条

「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、**特に必要がある場合は**、第二十六条から第二十八条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第三及び別表第五に定める各教科に属する**科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる**」

## 領域・教科を合わせた指導

学校教育法施行規則 第三十条の2

「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、**知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは**、**各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる**」

## 領域・教科を合わせた指導

例

日常生活の指導

生活単元学習

遊びの指導

作業学習

## 日常生活の指導

児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導する。

○基本的な生活習慣の内容

衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など

○日常生活や社会生活において必要で基本的な内容

あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守る、きまりを守るなど

- 日常生活の自然な流れに沿い、实际的で必然性のある状況下で行う。
- 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら、発展的に取り組む。

## 遊びの指導

遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していく。

- 積極的に遊ぼうとする環境を設定する。
- かかわりを促すことができるよう、場の設定、教師の設定、遊具等を工夫する。

## 生活単元学習

生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習する。

- 実際の生活から発展し、児童生徒の知的障がいの状態等や興味・関心などに応じたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものである。
- 必要な知識・技能の獲得とともに、生活上望ましい週刊・態度の形成を図る。
- 一つの単元が2、3日で終わるものもあれば、1学期間、時には1年間続く場合もあるため、年間における単元の配置、各単元の構成や展開について十分に検討される必要がある。

## 生活単元学習（例）

- 遊ぶ活動  
「(夏の)プールあそび」「(冬の)雪あそび」
- 調理活動  
「もちつき」「たこ焼きパーティー」
- 飼育・栽培  
「いもほり」「収穫祭」「ウサギを育てよう」
- 遠足や林間学舎、修学旅行やそれらに向けた取組
- 運動会や演劇会、音楽会やそれらに向けた取組
- 学校(地域)行事、季節行事に向けた取組 等

## 作業学習

作業活動を学習の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習する。

- 活動に取り組む喜びや感性の達成感が味わえる。
- 地域性に立脚した特色を持つとともに、原料・材料が入手しやすく、永続性のある作業種を選定する。
- 生徒の実態に応じた段階的な指導ができる。

## 作業学習（例）

- 農業（野菜、果物、草花などの栽培）
- 紙工（はがき、名刺、カレンダーなど）
- 木工（本立て、コースター、いすなど）
- 陶芸（皿、花瓶など）
- 織物、刺繍

## 自立活動

### 第1 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

## 自立活動の内容

### 第2 内容

- 1 健康の保持
- 2 心理的な安定
- 3 人間関係の形成
- 4 環境の把握
- 5 身体の動き
- 6 コミュニケーション

6 区分  
26 項目

## 1.健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 健康状態の維持・改善に関する事。

## 2.心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

## 3.人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

## 4.環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性への対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

## 5.身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

## 6.コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する  
こと。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関  
すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関す  
ること。

## 指導計画の作成と内容の取扱い

1.自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第2に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。

## 指導計画の作成と内容の取扱い

2.個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 個々の児童又は生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。
- (2) 実態把握に基づき、長期的及び短期的な観点から指導の目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。
- (3) 具体的に指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。
  - ア 児童又は生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的にとらえることができるような指導内容を取り上げること。
  - イ 児童又は生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。
  - ウ 個々の児童又は生徒の発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容も取り上げること。
  - エ 個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げること。
- (4) 児童又は生徒の学習の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。

## 指導計画の作成と内容の取扱い

- 4.個々の児童又は生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにするものとする。
- 5.重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の児童又は生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにするものとする。
- 6.自立活動の時間における指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにするものとする。
- 7.児童又は生徒の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。

## 教育課程編成の手順

(例)

- 1 教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする。
- 2 教育課程の編成のための具体的な組織と日程を決める。
- 3 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする。
- 4 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める。
- 5 教育課程を編成する。
  - ア 指導内容を選択する。
  - イ 指導内容を組織する。
  - ウ 授業時数を配当する。

## 学習評価について

### 学習評価

- 児童生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能を有する。
- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要

指導と評価の一体化

#### ◆ 学習内容

何を学ぶか

**目標**

#### ◆ 学習方法

どのように学ぶか

**指導**

#### ◆ 学習評価

何ができるようになるか

**評価**



- ## 評価時期等の工夫について
- 授業改善のための評価：日常的に行う
  - 児童生徒の状況を記録するための評価：ある程度長い区切りの中で適切に設定した時期に
  - 「関心・意欲・態度」の評価：ある程度長い区切りの中で適切な頻度で

- ## 学習評価の種類（実施時期）
- **診断的評価**・・・  
学習指導を行う前に実施
  - **形成的評価**・・・  
学習指導の途中において実施
  - **総括的評価**・・・  
学習指導の最後に実施

- ## 学習評価の種類（方法）
- **絶対評価**・・・  
絶対者としての教師（戦前）
  - **相対評価**・・・  
集団の中での相対的な位置
  - **目標に準拠した評価**・・・  
学習指導要領の目標に準拠

## 学習評価の基本的な考え方

○きめ細かな指導の充実や生徒一人ひとりの学習の確実な定着を図るため、**学習指導要領に示す目標**に照らして、その実現状況を評価する「**目標に準拠した評価**」を行うことが求められています。

## 支援学校における評価の考え方

○**基本的に小・中・高等学校における学習評価の考え方と変わらない**

○実際の学習評価に当たっては、児童生徒の障害の状態等を十分理解し、児童生徒一人一人の学習状況を一層丁寧に把握する工夫が求められている

中央教育審議会(第78回)平成22年3月24日

(参考)

「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」  
の活用方法について  
小学校・中学校編

文部科学省  
国立教育政策研究所

平成23年11月